資料２－１

八王子市 乳幼児期の教育・保育に関する方針について（報告）

令和７年（２０２５年）５月２１日
総　合　教　育　会　議
子　ど　も　家　庭　部

あなたのみちを、あるけるまち。八王子

1　報告目的

　乳幼児期の教育・保育は、非認知能力（忍耐力・社会性・感情コントロールなど）を育み、人格の基礎を築く重要な時期である。質の高い幼児教育は、子どもの将来の幸福（ウェルビーイング）にも大きく影響すると、世界的に注目されている。

　本市の幼児教育・保育の方向性を示し、すべての子どもが将来にわたって幸せに過ごせるよう、方針を定め、『量』の適正化と『質』の向上を目指す。

２ 方針の構成

（1） 八王子市における保育の現状

（2） 幼児教育・保育の質の向上

（3） 持続可能な幼児教育・保育体制の確保

（4） 公立保育園の役割と再編

（1） 八王子市における保育の現状 ①

○就学前児童数及び認可保育施設申込児童数、認可保育施設申込率の推移

・令和6年（2024年）の就学前児童数（0～5歳）は、平成17年（2005年）と比べ、31.3%減少

・認可保育施設申込率は、共働き世帯の増加等により、国の想定の60%程度まで、引き続き上昇する見込み

・認可保育施設申込児童数は、今後ゆるやかに減少する見込み

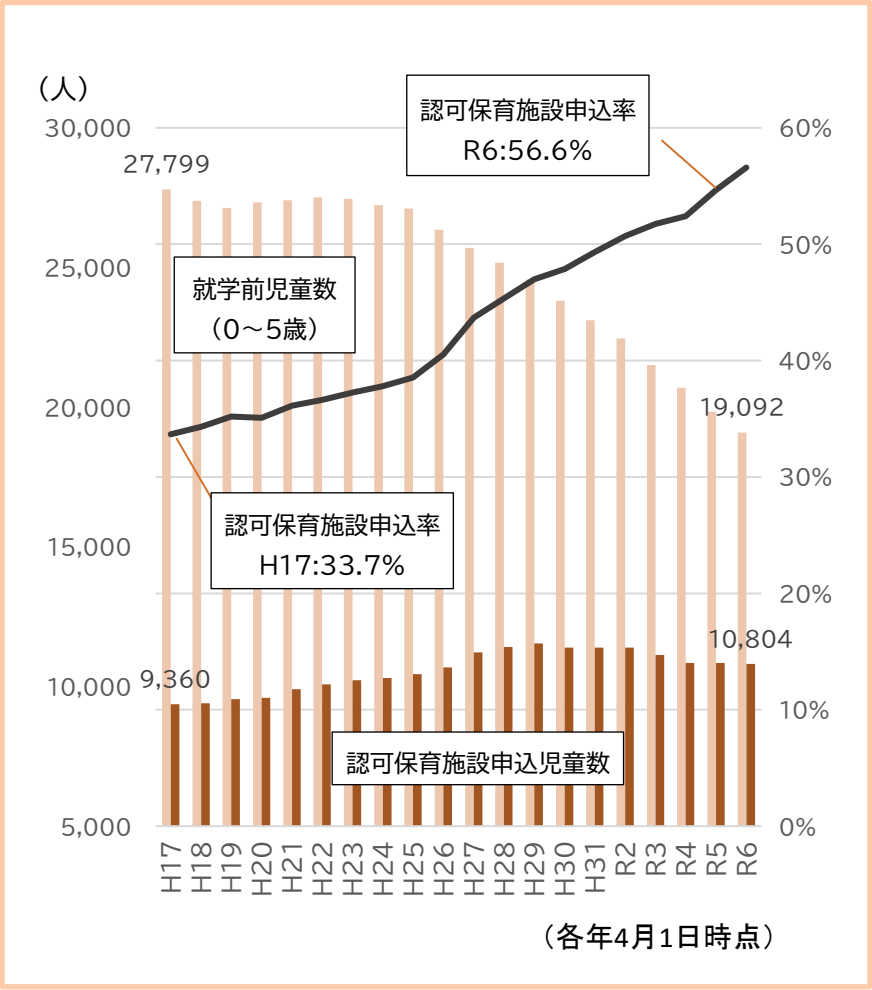

（1） 八王子市における保育の現状 ②

○認可保育施設における利用定員数及び在籍児童数の推移

・平成30年度より、就学前児童の減少に伴い、認可保育施設における在籍児童数も減少

・令和6年度では、認可保育施設において473人の空き定員が生じている。
（市全域、0～5歳、各年4月1日時点）

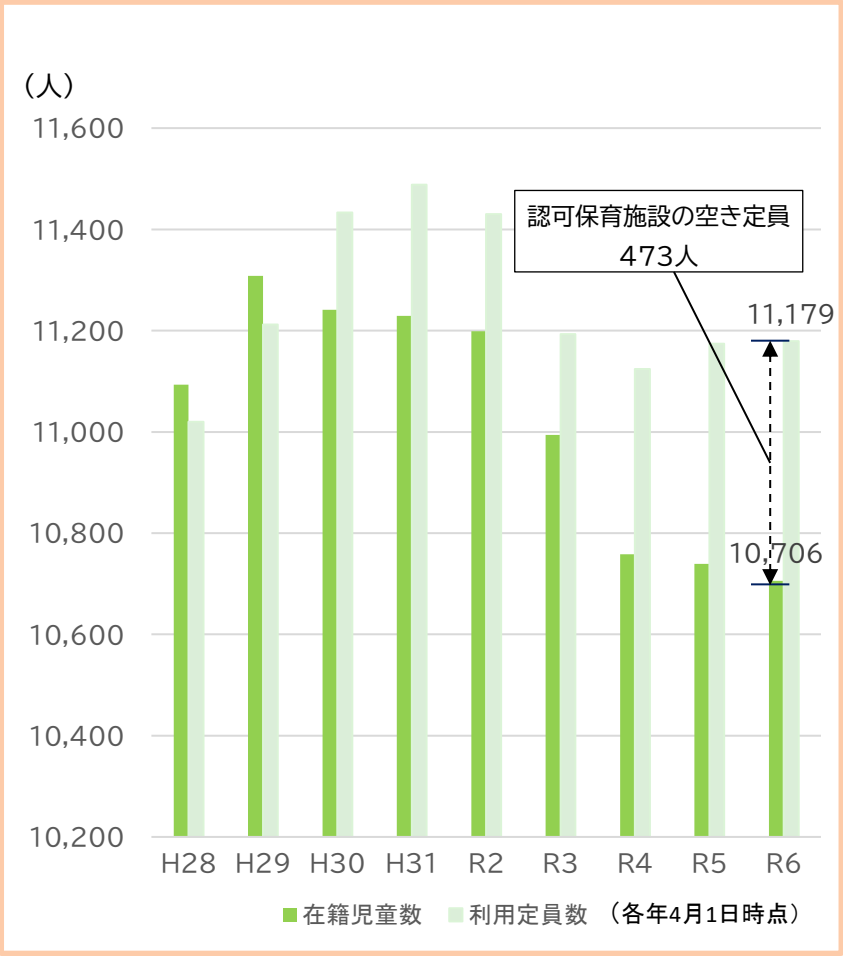

（1） 八王子市における保育の現状 ③

施設類型別利用児童数の推移
（各年4月1日時点）

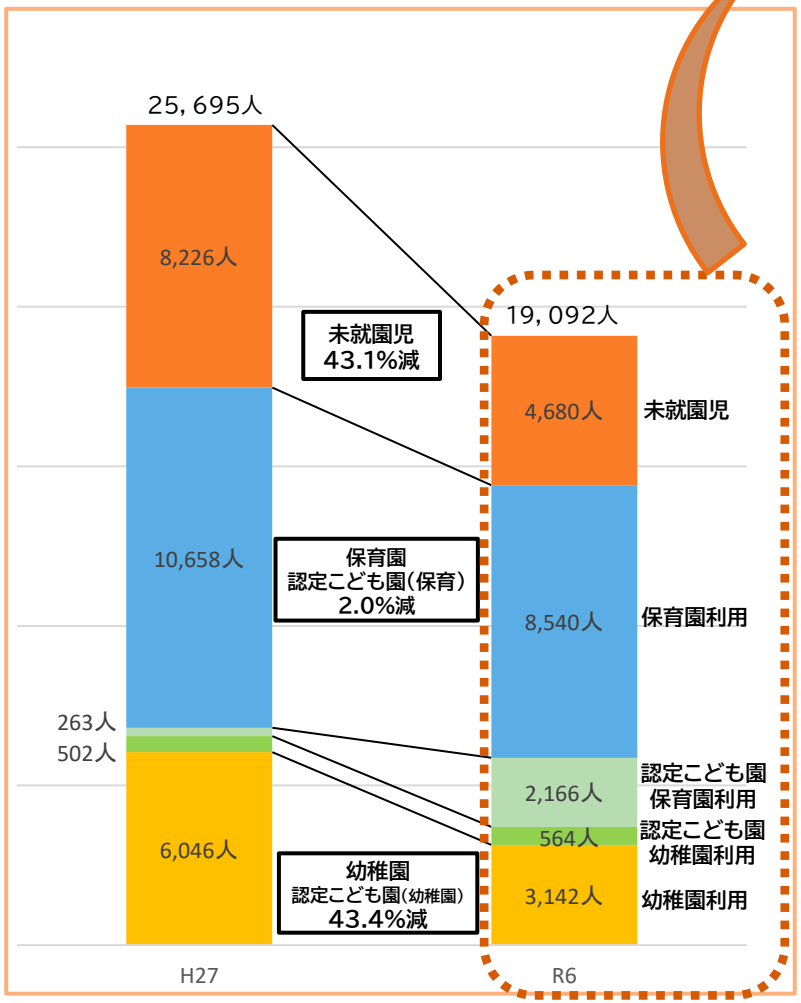

年齢別施設利用児童数
（令和6年4月1日時点）

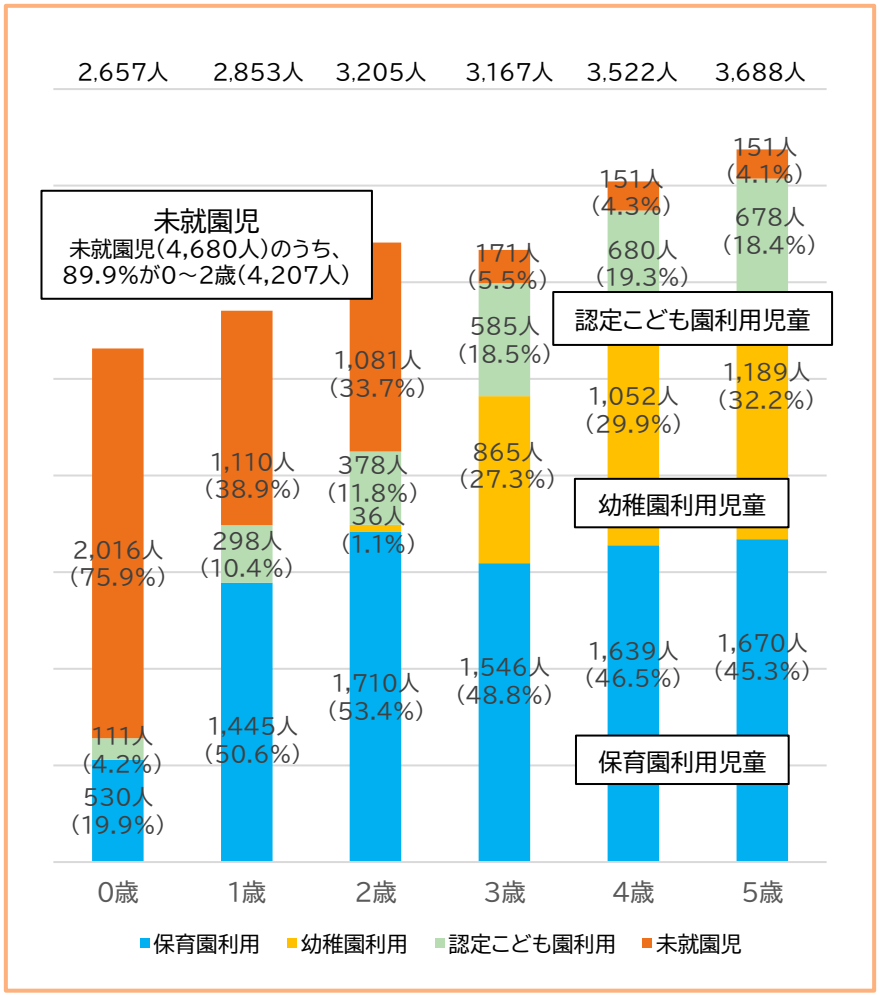

※ 未就園児：在宅子育て家庭のほか、認可外保育施設、障害児施設、医療施設等を含む。

（1） 八王子市における保育の現状 ④

○待機児童数の推移

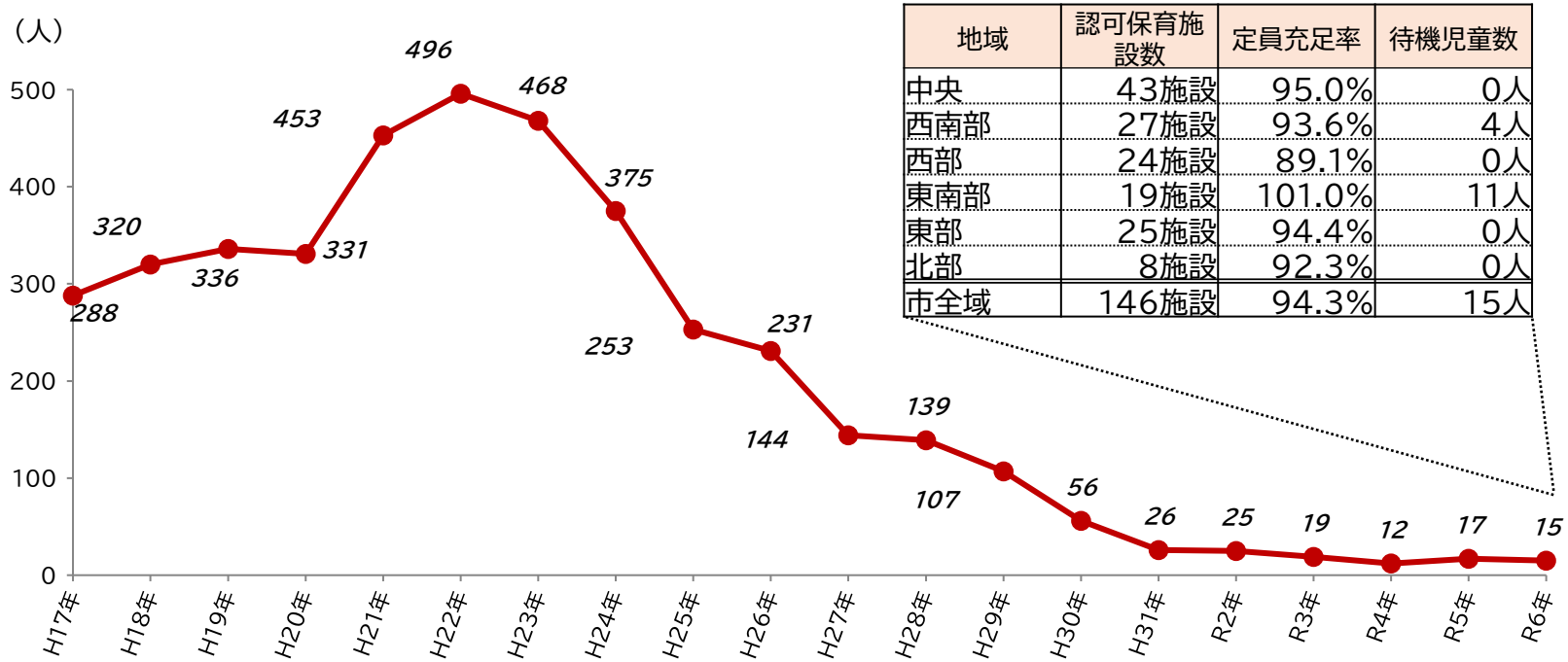

地域別の定員充足率及び待機児童数（令和6年4月1日時点）

地域	認可保育施設数	定員充足率	待機児童数
中央	43施設	95.0%	0人
西南部	27施設	93.6%	4人
西部	24施設	89.1%	0人
東南部	19施設	101.0%	11人
東部	25施設	94.4%	0人
北部	8施設	92.3%	0人
市全域	146施設	94.3%	15人

【待機児童の解消のための取組】

・民間保育施設の新設・増改築

・保育コンシェルジュによるきめ細やかな相談によるマッチング

（1） 八王子市における保育の現状 ⑤

◆幼児教育・保育センターの設置

令和3年2月に、幼児教育・保育の質向上を目的として設置。保・幼・小の連携、特別な配慮が必要な子どもへの支援、研修の充実、関係機関との連携強化を図っている。

幼児教育・保育の質の向上のための取組

「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」の策定や保育従事者研修により、幼児教育・保育の質の確保や職員の資質向上を図ってきた。

巡回発達相談による施設支援

臨床心理士等による巡回発達相談の申請件数の増加から、発達が気になる子どもが増加していることが分かる。

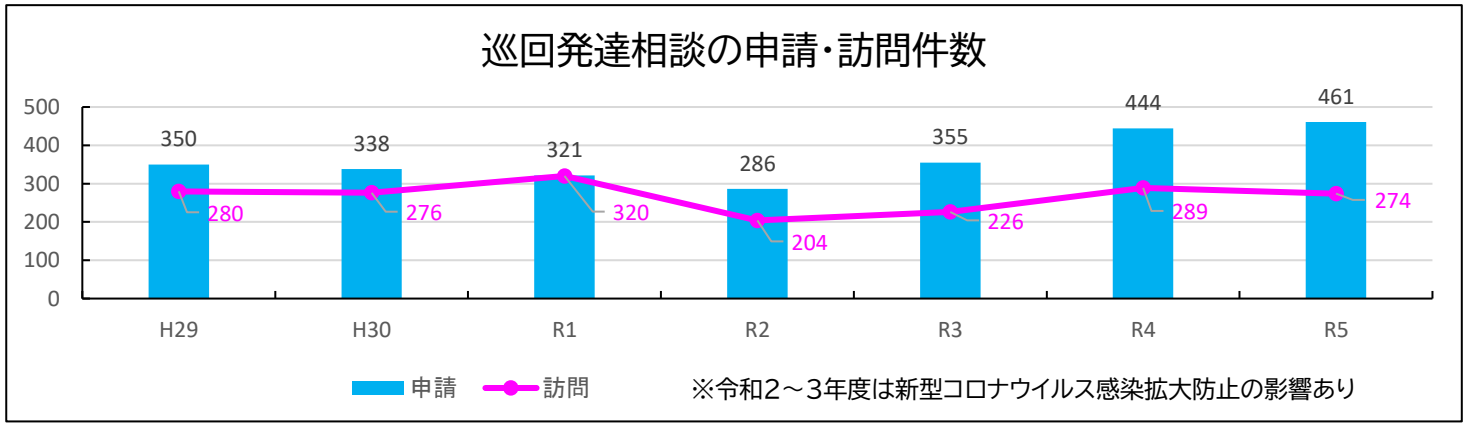

（2） 幼児教育・保育の質の向上 ①

ア 質の向上のための新たな取組 （方針P7）

・東京都の「とうきょう　すくわくプログラム」を活用した非認知能力の育成を支援
・「乳幼児すくすくてくてくガイドライン」において定義した「幼児教育・保育の質」のさらなる向上

イ 保育士配置基準の見直し （方針P8）

・国の基準を上回る独自の保育士配置基準による、幼児教育・保育の質の向上・多様な保育ニーズへの対応

ウ 幼児教育・保育施設の多機能化の推進 （方針P9）

・幼児教育・保育施設の空きスペースを活用した「こども誰でも通園制度」の実施検討
・一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など、多様な幼児教育・保育の取組を支援

（2） 幼児教育・保育の質の向上 ②

エ 幼児教育・保育センターの充実 （方針P9～10）

幼児教育・保育の「質」の向上を総合的に推進する体制のさらなる強化

（ア）障害児支援の強化

・巡回発達相談支援の充実、発達障害等の早期発見と早期支援

（イ）職員の資質向上に向けた取組の推進

・保育者の資質向上に向けた研修の充実
・公立保育園で先行して行っている公開保育を民間の幼児教育・保育施設に拡充

（ウ）保・幼・小連携の推進

・教育委員会との連携強化
（すくてくシートの活用促進、「保・幼・小連携の日」による情報共有）

（3） 持続可能な幼児教育・保育体制の確保

ア 適切な定員設定に向けた運営指導 （方針P11）

・幼児教育・保育の提供量を確保しつつ、地域ニーズに対し過剰供給とならないよう適正な幼児教育・保育体制の確立

イ 今後の施設整備方針 （方針P12）

・ 就学前児童数の減少を踏まえ、公私立を問わず施設の新設は行わず、既存施設の改築・修繕で対応

ウ 認定こども園について （方針P12）

・ 認定こども園への移行に伴う、幼児教育・保育施設間での需要の競合抑制
※ 認定こども園施策の方向性について、八王子市社会福祉審議会へ諮問した。

（4） 公立保育園の役割と再編 ①

ア 公立保育園（直営園）の役割と再編 （方針P13）

（ア）「量」の適正化図るため、公立保育園（直営園）10園を再編 （方針P13,15）

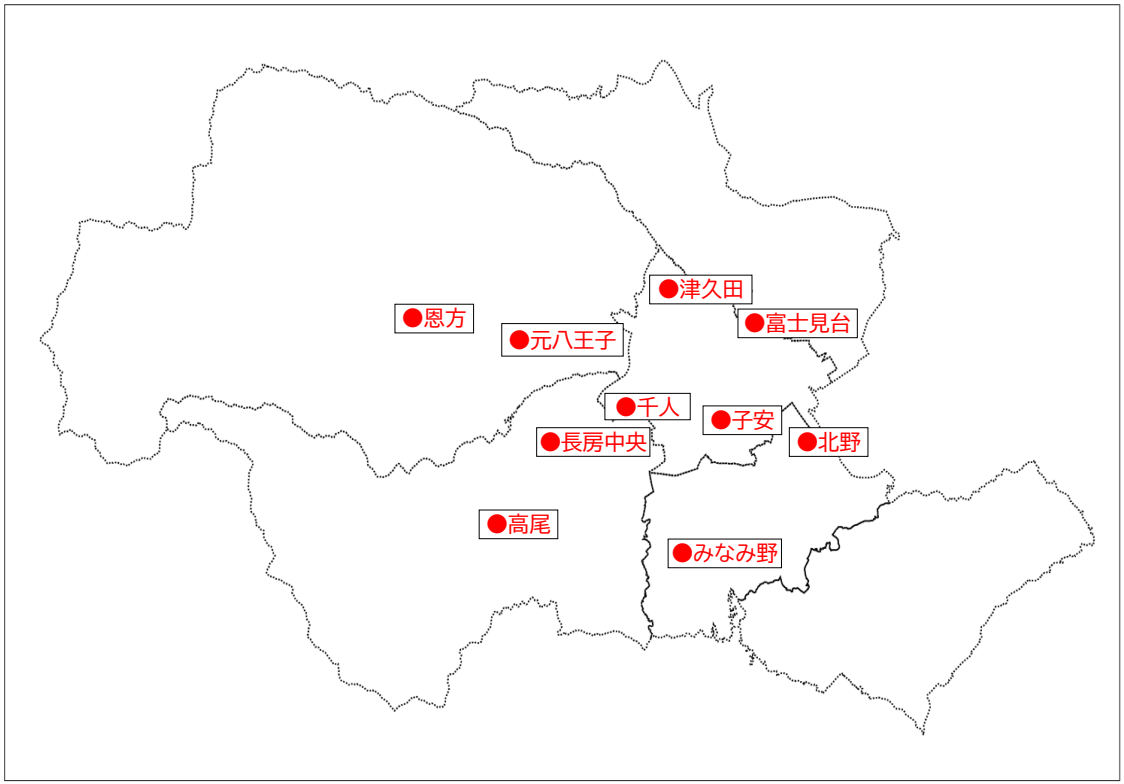

園 名		再編にあたり考慮すべき主な事項				
		在籍児童数（人）（4/1時点）		地域保育需要予測	築年数（R6.4.1）	災害警戒区域
		H30	R6			
1	子安	103	40	増加傾向	52年	—
	子安分園	-	66	増加傾向	4年	—
2	千人	96	58	減少傾向	51年	浸水 0.5～1.0m
3	高尾	92	37	減少傾向	48年	浸水 1.0～3.0m
4	恩方	84	42	現状維持	50年	土砂災害警戒区域（土石流）
5	富士見台	67	40	減少傾向	51年	—
6	津久田	105	76	減少傾向	9年	浸水 0.5～1.0m
7	長房中央	85	43	現状維持	23年	—
8	北野	95	69	減少傾向	54年	浸水 0.5～1.0m
9	元八王子	87	39	減少傾向	50年	浸水 0.5m未満
10	みなみ野	107	88	増加傾向	28年	—

（4） 公立保育園の役割と再編 ②

（イ）幼児教育・保育のセーフティーネットに対応した職員配置の調整（方針P14）

・虐待予防の視点からの未就園児に対する支援や、障害児支援等を充実
・大規模災害発生時における、保育の提供に対応可能な職員配置
・保護者支援のためソーシャルスキル向上のための人材育成

（ウ）関係機関との連携強化等による支援の充実 （方針P14）

・こども家庭センター等の関係機関との連携強化
・ソーシャルワーク業務等に直営園の保育士を活用し、子どもの成長・生活環境に悩みを抱える家庭への支援の充実

（エ）先進的な保育の研究・実践 （方針P14）

・ 民間の幼児教育・保育施設への公開保育の拡充
・ 幼児教育・保育アドバイザーと連携し「主体的な遊びをとおした学び」を実践

イ 公立保育園（公設民営園）の今後の方針 （方針P16）

（ア）指定管理者制度から公私連携型保育所制度への移行